

通所介護事業所 石岡陽だまり館 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する通所介護事業所石岡陽だまり館（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所介護の提供にあつては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護の提供にあつては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 通所介護事業所 石岡陽だまり館
- (2) 所在地 茨城県石岡市府中一丁目3番10号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 （常勤1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 （1名以上）

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

(3) 介護職員 (5名以上)

利用者の日常生活の介護業務を行う。

(4) 看護職員 (1名以上)

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。

(5) 機能訓練指導員 (1名以上)

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。

なお、員数については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月2日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後6時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時15分から午後4時30分までとする。

(送迎時間を除く)

(4) 利用者定員 通常型 25名

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 生活相談（相談援助等）

(2) 機能訓練（日常動作訓練等）

(3) 介護サービス

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態の確認

(6) 送迎

(7) 入浴

(8) 食事

(9) アクティビティ（介護予防）

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用料等)

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割・3割とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。

3 第8条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び介護予防通所介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から1kmあたり30円の実費を徴収する。

4 前各項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 利用者の希望により介護報酬の設定上、通常の利用時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用の内、介護報酬を超える額

(3) おむつ代

(4) その他、通所介護及び介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 前項のサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、石岡市、小美玉市、笠間市、かすみがうら市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができる。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約

書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害に対する関する防災計画並びに必要な介護サービスが継続的に提供できる体制に向けた計画等の策定、研修、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 13 条 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報保護)

第 14 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、授業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(安全対策担当者)

第 15 条 介護安全対策に資するために、安全対策担当者を置き安全対策に関する情報の収集、職場の点検と改善、研修計画立案を行う。

2 安全対策担当者は、収集した事例の原因分析及び防止対策を委員会に報告し、策定するまとめ役を担う。

(記録の整備)

第 16 条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結した日の属する年の翌年4月1日から起算して5年間保管するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成19年10月15日から施行する。

平成19年	11月	1日	一部改定	
平成20年	1月	15日	一部改定	
平成20年	4月	1日	一部改定	
平成20年	10月	1日	一部改定	
平成22年	4月	1日	一部改定	
平成23年	1月	1日	一部改定	
平成27年	4月	1日	一部改定	
令和	元年	9月	1日	一部改正
令和	4年	5月	1日	一部改正
令和	5年	12月	1日	一部改正